【報２－１】

委員会代表質問について

１．委員会代表質問とは

委員会代表質問とは、所管事務の調査において十分に調査・議論した内容について、本会議場で質問を行うことで「議会から行政への提言」を可視化する仕組みとして、委員会代表者（委員長とは限らない）が質問する制度

２．経過

・令和４年度　県議長会

甲賀市の事例（委員会代表質問）の紹介

・令和５年度　市議会運営委員会

委員会代表質問の運用に係る検討

・令和６年４月２５日　市議会議長通知

「質疑および一般質問等における申し合わせ事項の改正の周知について(依頼)」

３．運用開始時期

令和６年６月定例市議会

４．ポイント

(1)　委員会代表質問は、各定例会可能

（なお、委員会代表質問を行う場合は、各定例会開会前の会期日程等について協議する議会運営委員会（以下「議会運営委員会」という。）の前日までに、委員長が議長へ申し出）

(2)　通告期限は、一般質問と同じ日時

(3)　質問日時は、一般質問当日の一般質問の前の時間

(4)　質問時間は、２５分以内

(5)　質問方法は、分割質問分割答弁方式

(6)　議会側による答弁者の指名は、行われないよう努められること

(7)　委員会代表質問を行う議員の会期中の会派代表質問または一般質問は、妨げられないこと

５．執行部の答弁の対応について

委員会代表質問に係る答弁作成の手順や日程については、質疑・一般質問と合わせることとし、委員会代表質問がある場合は、議会運営委員会終了後に通知する「議会運営委員会の結果について」により周知する予定です。